

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十六号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十二の項までを六の項から十一の項までとする。

### 附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。